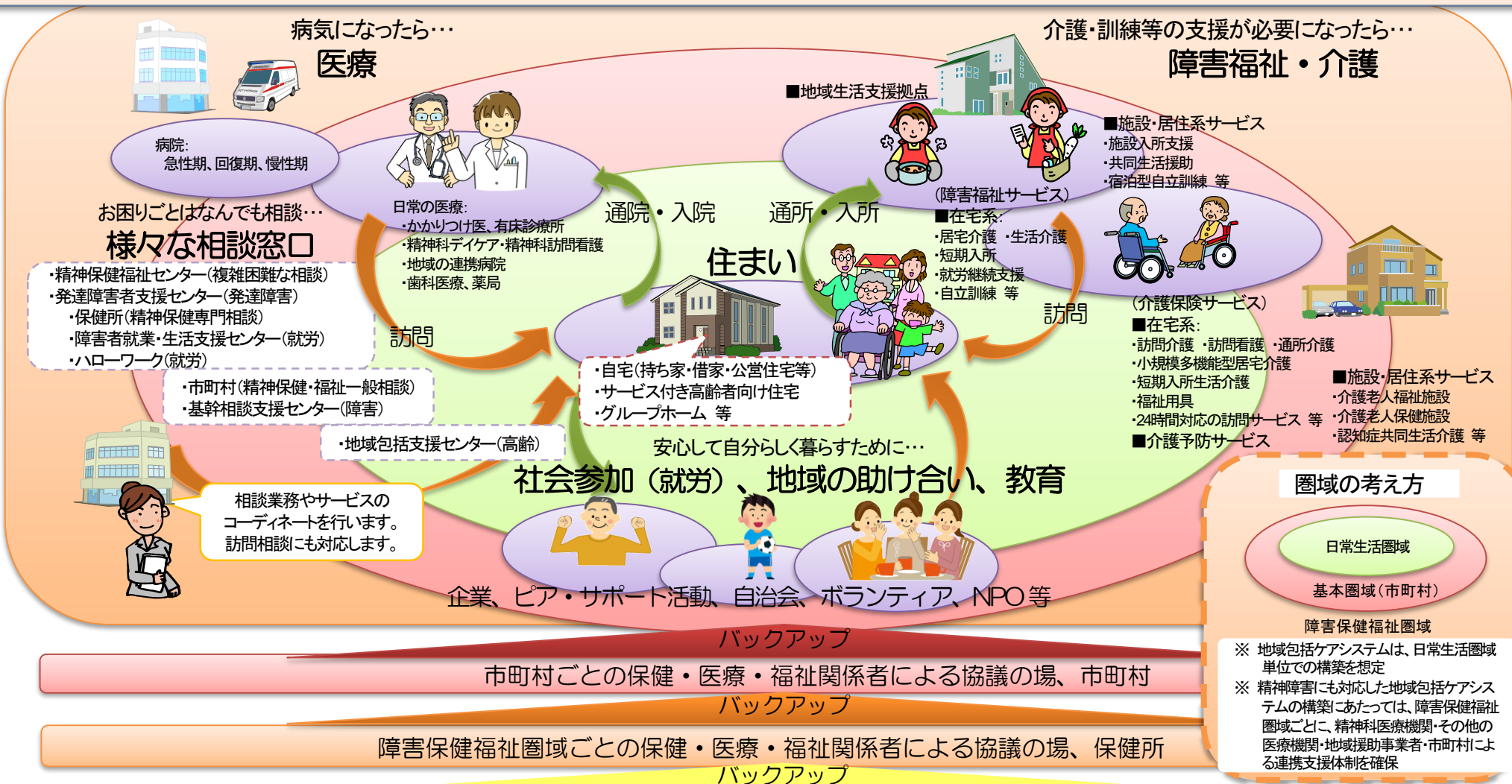
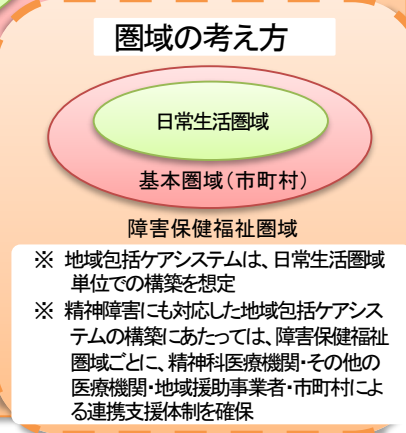


- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



- 様々な相談窓口**
- お困りごとは何んでも相談…
- ・精神保健福祉センター（複雑困難な相談）
 - ・発達障害者支援センター（発達障害）
 - ・保健所（精神保健専門相談）
 - ・障害者就業・生活支援センター（就労）
 - ・ハローワーク（就労）

相談業務やサービスのコーディネートを行います。訪問相談にも対応します。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域づくりを目指すため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村や圏域での取組や課題について報告するとともに、軌道修正や改善点等があれば専門的知識を有する委員から意見をいただく。

